

公募に関するFAQ

申請にあたっては
福岡市 指定障がい児支援事業者関係HP (<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/jigyosyo/health/syogaij-sien/index.html>)を併せてご確認ください。

質問内容		回答
【1 提出方法等】		
1	書類の持参提出については、事前連絡は必要か。書類の不備等確認してもらえるのか。	書類の持参提出に際して、事前連絡の必要はありません。不備等の確認は致しかねますので、ご提出前に十分ご確認のうえ、ご提出ください。
2	公募要項に『提出期間後の提出資料の修正・差替えなどは認めません』とあるが、提出期間内であれば、書類の修正・差替え等は可能か。	提出期間内であれば、資料の修正・差し替えは可能ですが、法人様で行っていただく必要があります。
3	市町村税を滞納していないことの証明は、すべての市町村に支払っている分が必要か。	基本として法人所在地での証明書を提出してください。法人所在地が福岡市以外でも本市にて納税義務がある場合は福岡市の証明書も併せて提出してください。
4	法人の設立時期が令和7年度末である場合、以下の書類の提出は必要か。 ①決算関係書類 ②市町村税を滞納していないことの証明書 ③消費税および地方消費税納税証明書	・①については、提出が難しい理由書（様式任意）をご提出ください。 ・②③については、滞納がない証明書をご提出ください。
【2 募集対象区域】		
5	提案書類提出時に、物件が決まっていない場合、選定後に申込エリアを変更することは可能か。	参考資料3のとおり、エリアごとに評価選定を行うため、変更はできません。エリアについては、参考資料1をご確認ください。
【3 事業実施場所】		
6	運営している幼稚園内の空きスペースを活用し事業所を設置したいが可能か。	法人の所轄庁等に十分確認を行いご判断ください。
7	運営している幼稚園の敷地内に新たに建物を建設し、事業所を設置したいが可能か。	法人の所轄庁等に十分確認を行いご判断ください。
8	保育所活用型として、保育所内の空きスペースを活用し事業所を設置したいが可能か。	法人の所轄庁等に十分確認を行いご判断ください。
9	運営している保育所の敷地内に新たに建物を建設し事業所を設置したいが可能か。	法人の所轄庁等に十分確認を行いご判断ください。
10	建築基準法の「旧耐震」の物件において、事業を実施することは可能か。	事業実施にあたっては、新耐震基準を満たす物件であることが必要です。詳細は、福岡市 指定障がい児支援事業者関係HP>福岡市からの通知>(2)その他のお知らせの「障がい児通所支援の建築物の適法状況について」をご確認ください。
【4 職員配置等】		
11	法人内の他事業の事業と児童発達支援事業所の管理者は兼務は可能か。	管理者は管理運営上、問題がなければ多種業務との兼務は可能ですが、緊急時等の対応が可能である必要があります。多種業務での要件を十分にご確認ください。
12	法人内の職員と管理者は兼務可能か。	児童発達支援事業所の管理者は別職種との兼務可能ですが、別職種の要件を十分ご確認ください。 ※保育所等における施設長の場合、減算対象となる可能性がありますので、担当部署に必ずご確認ください。
13	放課後等デイサービスとの多機能型で提案した場合、定員は合わせて10名か、それともそれぞれ10名か。	児童発達支援事業所部分の定員は、10名以上としてください。
14	放課後等デイサービスとの多機能型で提案した場合、児童発達管理責任者は兼務可能か。	同一事業所で一体的に運営される場合、児童発達管理責任者の兼務は可能ですが、サービスの提供に支障がないよう留意してください。
15	・児童発達支援事業所（定員10名）の指定後、保育所等訪問支援事業や放課後等デイサービスの多機能型への申請は可能か。 ・可能な場合の定員の考え方は。	・申請は可能です。 ・児童発達支援事業所部分の定員は、10名以上としてください。
16	児童発達支援管理責任者が未定でも応募可能か。	児童発達支援管理責任者については、事業所の療育の提供に係る重要なポストであるため、可能な限り配置される方（または配置を想定する方をできるだけ具体的に）をご提案ください。どうしても応募時点で未定である場合や、応募後に変更される場合には、提案内容の担保を図るため、提案内容と同程度以上の人材を確保し市と協議の上、了承を得てください。提案内容を満たしていないと判断される場合には選定を取り消すこともありますのでご了承ください。
17	児童発達支援管理責任者・管理者の雇用（内定）、またそれ以外の職員の雇用はいつまでにする必要があるか。	
18	管理者・児発管について、提案時の内容と指定申請後の内容が変更することについては問題ないか。	
【5 駐車場】		
19	駐車場について最低確保必要数はあるか。	・駐車場の台数や場所について要件はありませんが、送迎を行うにあたり、児童の乗降時の安全確保や、路上駐車など近隣住民の迷惑とならないか、また、来客用の対応など、駐車スペースをご検討ください。
20	駐車場に関する要件はないか。	
【6 その他】		
21	選考結果の点数は全社公表されるか。	選定された事業所（法人名）を公表します。
22	得点については、一定以上の得点があれば、合格となるのか	選定ラインについては、配点全体の6割以上（84点以上）としていますが、審査項目のうち著しく評価が低い項目があった場合は不選定とします。
23	送迎サービスを実施しないことで、不選定になるか。	実施なしの場合でも、「著しく評価の低い項目」での不選定とはなりません。